

もとぶ再発見👁👁！宿泊体験で魅力発信！

**もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）
宿泊事業者向け説明会資料**

令和2（2020）年8月19日

本部町役場 総務課行政班

* 本資料は予告なく修正することがあります。

もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）

◆もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）実施要綱

- ・本事業全体の流れを規定したものの。
- ・以下「実施要綱」という

◆もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）

登録事業者募集要項

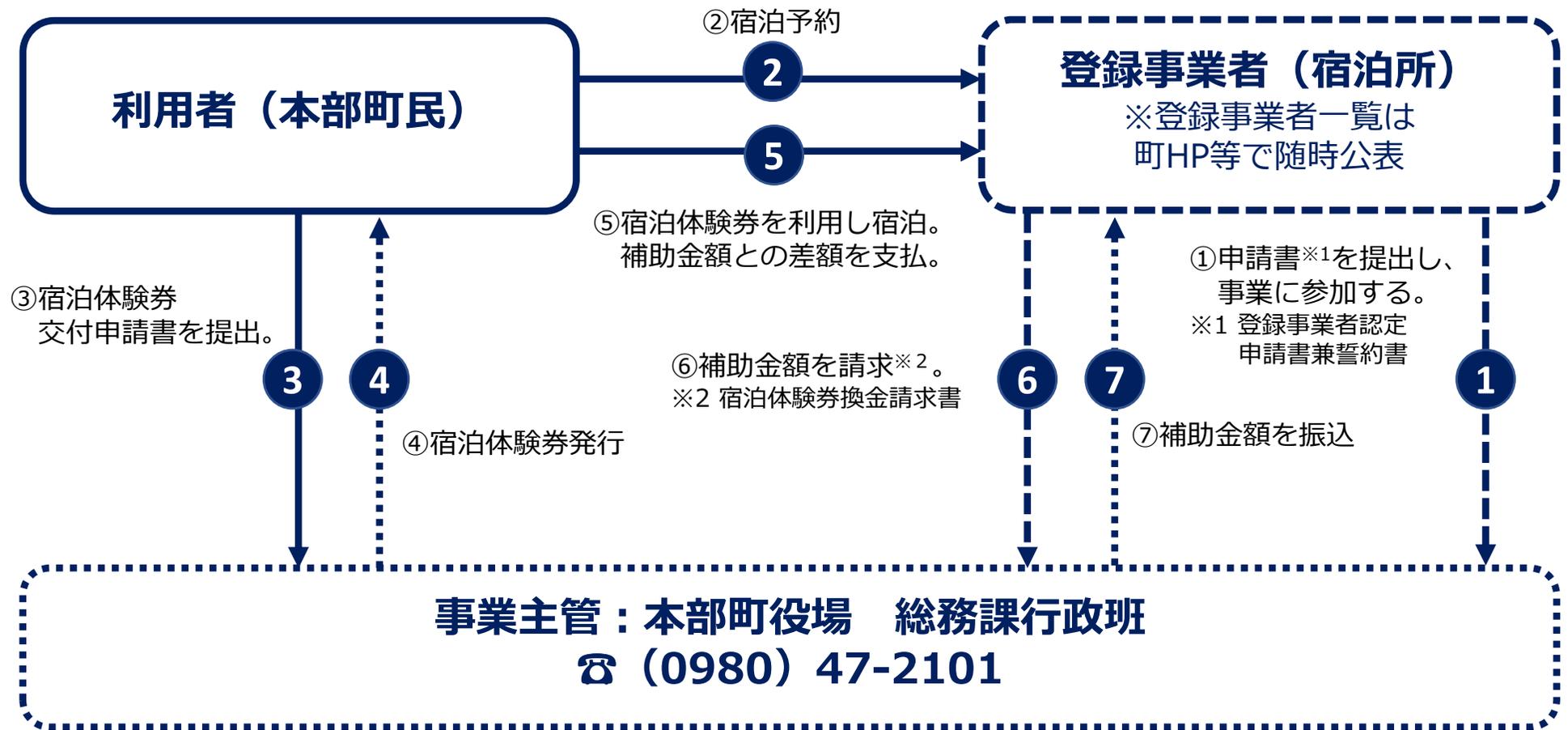
- ・宿泊事業者の登録及び換金等について定めたものの。
- ・以下「募集要項」という

* 「実施要綱」「募集要項」は町HPで公開しています。

もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）の目的

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による宿泊事業者の経済的影響を緩和すること。
- 宿泊体験を通して町民が本部町の魅力を再発見すること。
- その魅力を町民が町内外に発信することでコロナ収束後に、観光需要の喚起につなげること。

もとぶ再発見魅力発信事業（宿泊体験）の概要



◆ 宿泊体験の対象者：本部町民

世帯人数	補助金額
単身世帯	宿泊費の75%（上限1万円）
世帯員2人以上の世帯	宿泊費の75%（上限2万円） * 1人で宿泊の場合は上限1万円

* 補助金額は100円未満切り捨て

◆ 登録事業者とは

・本部町内で宿泊事業を営む法人または個人で、町に認定を受けた事業者のこと。

◆ 期間：令和2年9月1日～11月30日

* 予算上限に達した場合は終了期限を待たずに終了します。

①本事業への参加（対象事業者と要件）*募集要項第2～3条

（対象となる事業者・施設）

- 宿泊事業者： 町内において宿泊事業を営む法人または個人
- 宿泊所： 町内で営む宿泊所で、旅館業法に基づく許可を得た宿泊所

（事業者の要件）

- ① 本部町暴力団排除条例の規定する者でないこと。かつ、暴力団関係者、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと。
- ② 募集要項に定める事項を遵守する宿泊事業者であること。

①本事業への参加（登録事業者遵守事項）* 募集要項第9条

宿泊体験券の・・・

- ・ 使用を拒まない。
- ・ 交換・譲渡・売買を行わない。
- ・ 偽造・不正使用の疑いがあるときは、宿泊体験券の使用を拒否し、速やかに町に報告する。

宿泊体験券の使用に際して・・・

- ・ 通常より高価格設定しない。
- ・ 苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- ・ 予約キャンセルとなった場合、キャンセル料は徴収しないこと。

感染防止

- ・ 適切な新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じること。

その他

- ・ 宿泊体験券の取扱に関し、町から改善要請などがあった場合は従うこと。
- ・ 町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- ・ 登録事業者の情報を町広報誌やHP等へ掲載することに同意すること。

①本事業への参加（申請～登録）

*実施要綱第10～11条
*募集要項第4～6条

登録を希望する宿泊事業者が提出するもの

- ① もとぶ再発見魅力発信事業
登録事業者認定申請書兼誓約書
(募集要項 様式第1号)
- ② 申請書に記載した口座の預金通帳の写し
- ③ 旅館業営業許可証の写し

申請期限：令和2（2020）年11月30日（月）

提出

本部町役場
総務課行政班
(0980) 47-2101

審査・登録

町ホームページ等で公表する「登録事業者一覧」への掲載をもって「登録」となります。
(登録証などは発行いたしません)

*申請内容に変更が生じたときは、速やかに報告してください。

①本事業への参加（申請～登録）

* 実施要綱第10～11条
* 募集要項第4～6条

登録を希望する宿泊事業者が提出するもの

- ① もとぶ再発見魅力発信事業
登録事業者認定申請書兼誓約書
(募集要項 様式第1号)
- ② 申請書に記載した口座の預金通帳の写し
- ③ 旅館業営業許可証の写し

申請期限：令和2（2020）年11月30日（月）

様式第1号(第4条関係)

もとぶ再発見魅力発信事業(宿泊体験)登録事業者認定申請書兼誓約書

1.店舗情報

事業所名	(フリガナ)		
所在地	〒	—	
代表者名	本部町字		
電話番号		FAX番号	
URL			
担当者	氏名		
	TEL		

2.振込口座登録

口座名義人	(フリガナ)		
金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	

3.誓約事項

1. 本事業の宿泊キャンセル料は一切徴収しません。
2. 宿泊サービスの提供なく宿泊体験券の換金を行いません。
3. 宿泊体験券は宿泊料及び食事代にのみ受け付けます。
4. 宿泊体験券の偽造・悪用・濫用を致しません。
5. 宿泊体験券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 宿泊体験券の使用期間は真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
7. 宿泊体験券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
8. 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当するか否か関係機関に照会することに承認します。

本部町長 殿

私は、もとぶ再発見魅力発信事業登録事業者募集要項及び上記に定められた事項にすべてに遵守することを誓約し、事業者認定を申請します。

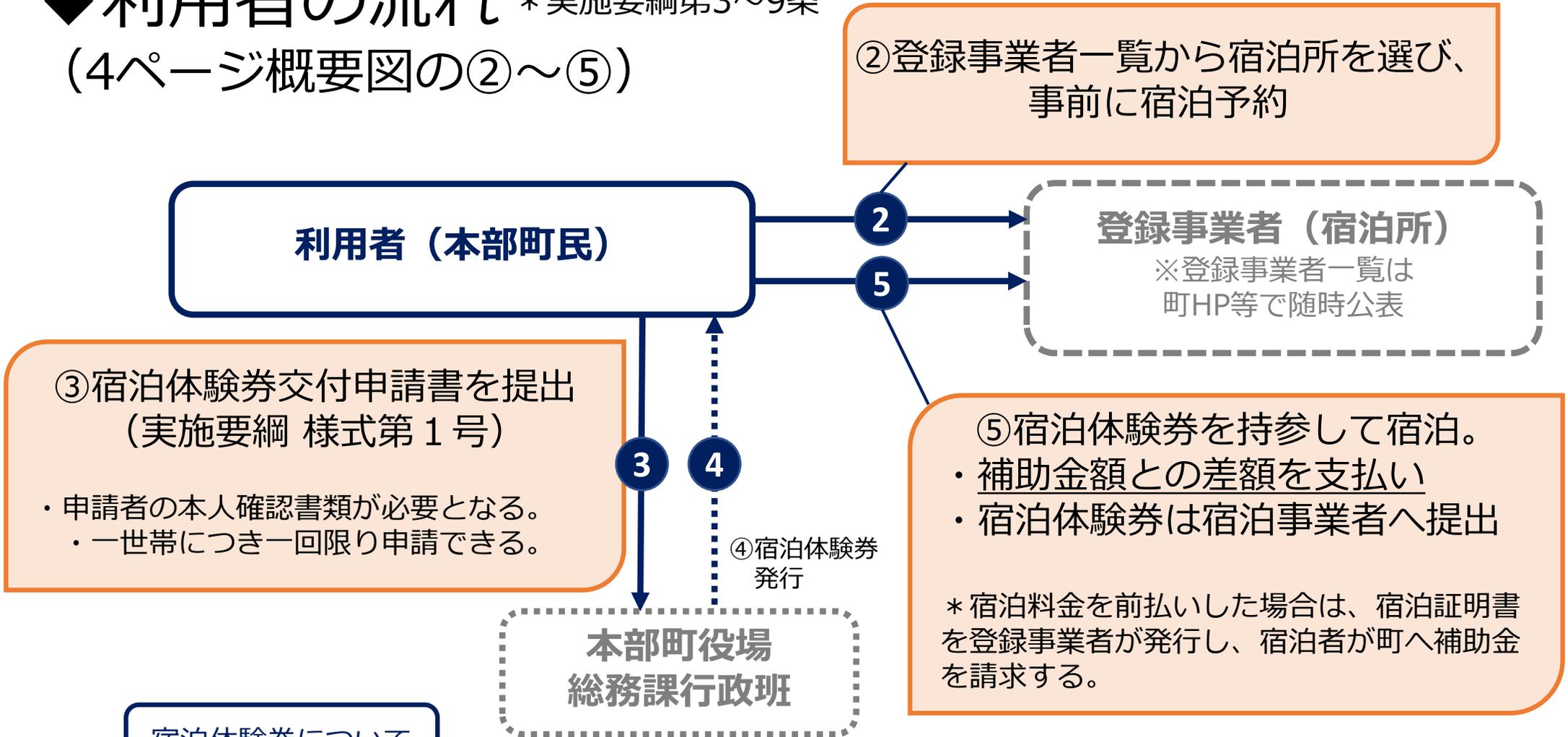
令和 年 月 日

申請者名(代表者氏名)

印

◆利用者の流れ *実施要綱第3～9条

(4ページ概要図の②～⑤)



③ 宿泊体験券交付申請書を提出 (実施要綱 様式第1号)

- 申請者の本人確認書類が必要となる。
- 一世帯につき一回限り申請できる。

② 登録事業者一覧から宿泊所を選び、事前に宿泊予約

登録事業者 (宿泊所)
 ※登録事業者一覧は町HP等で随時公表

⑤ 宿泊体験券を持参して宿泊。

- 補助金額との差額を支払い
- 宿泊体験券は宿泊事業者へ提出

* 宿泊料金を前払いした場合は、宿泊証明書を登録事業者が発行し、宿泊者が町へ補助金を請求する。

本部町役場 総務課行政班

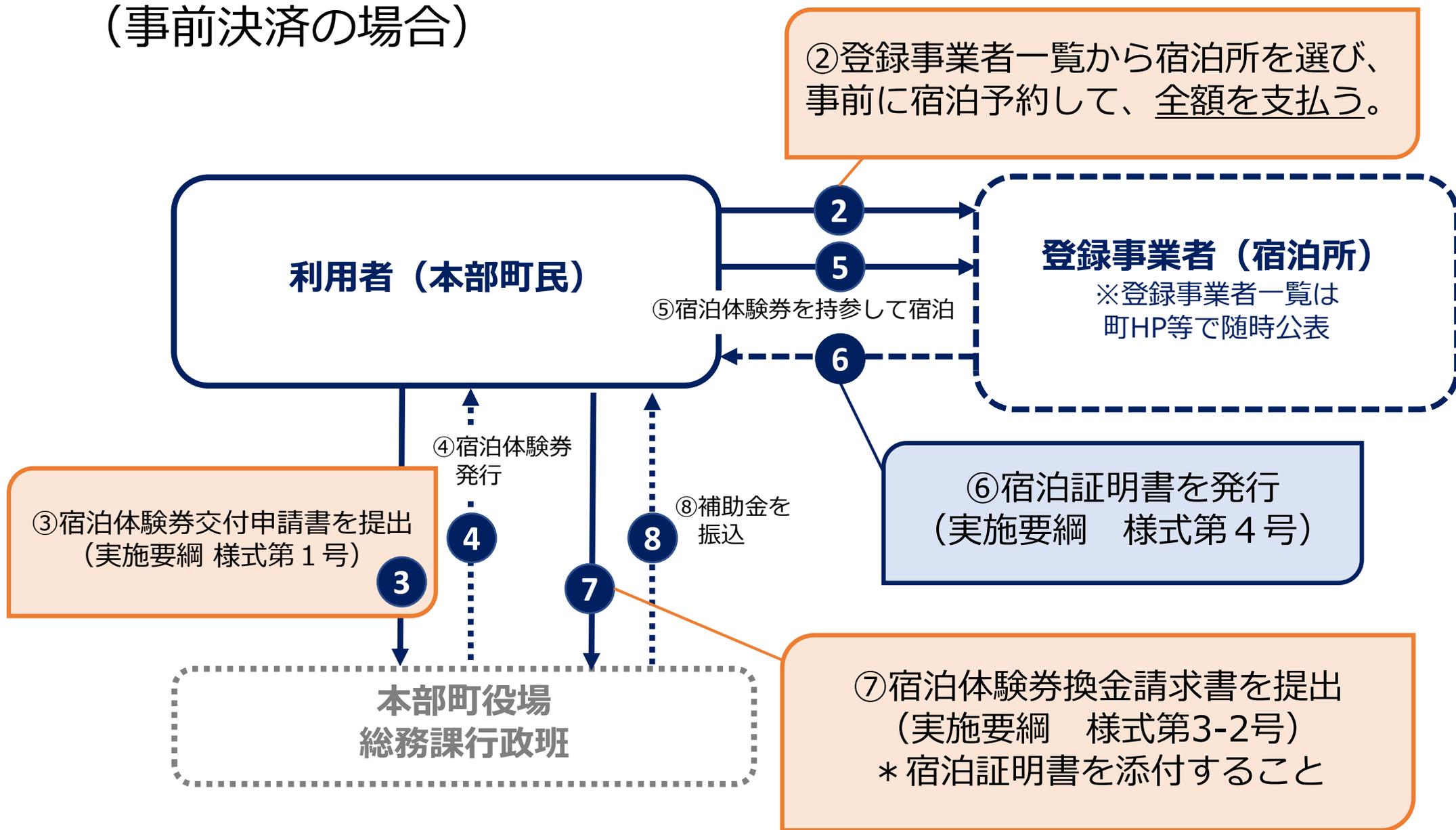
宿泊体験券について

- 使用期限：令和2（2020）年9月1日～11月30日
- 宿泊体験券は交換・譲渡・売買できない。
- 宿泊体験券は宿泊費（食事含む）のみ使用できる。
- 宿泊体験券はGOTOトラベル等、他の宿泊券と併用できない。

世帯人数	補助金額
単身世帯	宿泊費の75%（上限1万円）
世帯員2人以上の世帯	宿泊費の75%（上限2万円） *1人で宿泊の場合は上限1万円

* 補助金額は100円未満切り捨て

◆利用者の流れ *実施要綱第13条 (事前決済の場合)



◆ 宿泊体験券と宿泊証明書

* 宿泊後決済の場合

利用者より宿泊体験券を受け取り、
補助金額を記入後、
宿泊体験券換金請求書に添付。

* 事前決済の場合

利用者へ宿泊証明書を発行。
(実施要綱 様式第4号)

様式第2号(第5条関係) **宿泊体験券** 整理番号 _____

もとぶ再発見魅力発信事業 宿泊体験券

予約者名	
住所	本部町字
宿泊施設	
宿泊期間	
同世帯における 宿泊者数	名
宿泊料	

もとぶ再発見魅力発信宿泊体験券交付申請に基づき上記のとおり付する。

本部町長 平良 武康

補助金額記入欄

補助金額	
------	--

※以下は登録事業者が記入してください。

世帯人数	補助金額	※左表のうちどちらか低い方を補助金額とする。
単身世帯	宿泊費の75%(上限1万円)	
世帯員2名以上の世帯	宿泊費の75%(上限2万円)	

様式第4号(第13条関係) **宿泊証明書**

宿泊施設 → 宿泊者 → 本部町総務課

もとぶ再発見魅力発信事業 宿泊証明書

予約者名	
住所	本部町字
宿泊施設名	
宿泊期間	
宿泊人数	名
宿泊料	

令和2年 月 日
上記の通り、当施設に宿泊されたことを証明します。

宿泊施設名 _____

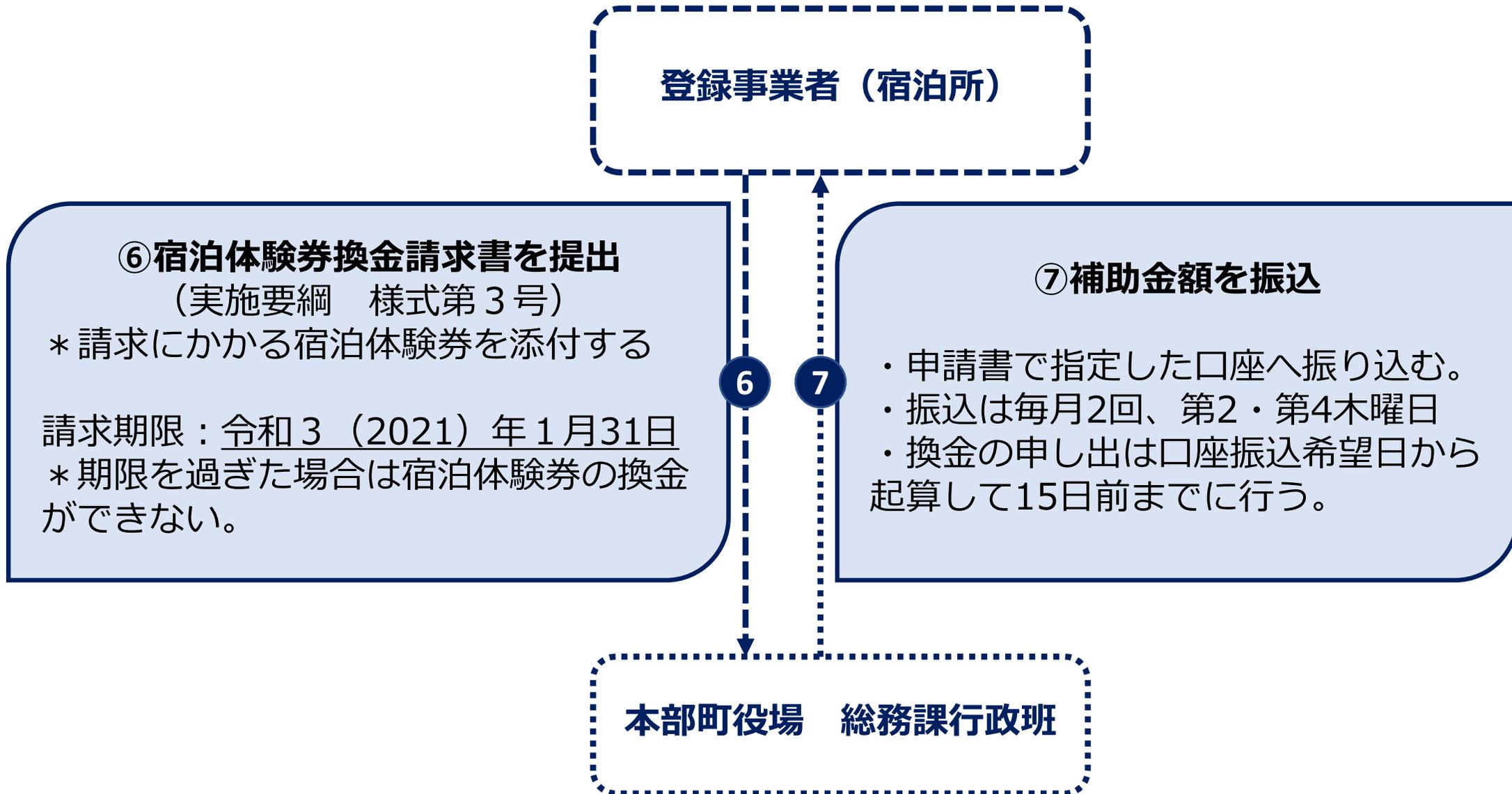
必要事項を記入し、利用者へ渡してください。
* 利用者は宿泊証明書がないと
換金請求できません。

◆ 宿泊体験券の換金手続き

* 実施要綱第13条

* 募集要項第7条

(4ページ概要図の⑥～⑦)



◆ 宿泊体験券の換金手続き

(4ページ概要図の⑥～⑦)

- * 実施要綱第13条
- * 募集要項第7条

登録事業者（宿泊所）

⑥ 宿泊体験券換金請求書を提出

(実施要綱 様式第3号)

* 請求にかかる宿泊体験券を添付する

請求期限：令和3（2021）年1月31日

* 期限を過ぎた場合は宿泊体験券の換金ができない。

本部町役場 総務課行政班

様式第3号(第12条関係)

宿泊体験券換金請求書

本部町長 平良 武康 殿

もとぶ再発魅力発信事業に係る補助金額について下記のとおり請求いたします。

請求金額

円

請求日 令和 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

印

※請求の際は、宿泊体験券の原本を添付してください。

◆事例集

単身世帯



①宿泊料金 10,000円の場合

$$10,000円 \times 75\% = 7,500円$$

$$\text{補助額} = 7,500円$$

$$\text{自己負担} = 2,500円$$

②宿泊料金 15,000円の場合

$$15,000円 \times 75\% = 11,250円$$

$$11,250円 > \text{上限}10,000円$$

$$\text{補助額} = 10,000円$$

$$\text{自己負担} = 5,000円$$

2人以上世帯



③宿泊料金 15,000円の場合

$$15,000円 \times 75\% = 11,250円$$

$$11,250円 < \text{上限}20,000円$$

$$\text{補助額} = 11,200円$$

(100円未満切捨)

$$\text{自己負担} = 3,800円$$

④宿泊料金 30,000円の場合

$$30,000円 \times 75\% = 22,500円$$

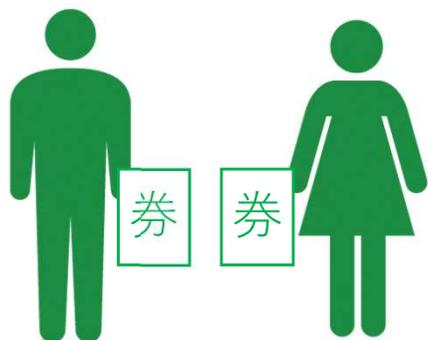
$$22,500円 > \text{上限}20,000円$$

$$\text{補助額} = 20,000円$$

$$\text{自己負担} = 10,000円$$

◆事例集

単身世帯 2組



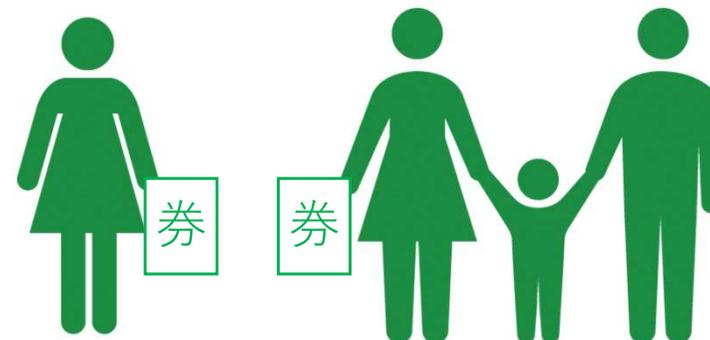
⑤宿泊料金 30,000円の場合

$$30,000円 \times 75\% = 22,500円$$

$$22,500円 > \text{上限}20,000円$$

補助額 = 20,000円
自己負担 = 10,000円

单身 + 2人以上世帯



⑥宿泊料金 30,000円の場合

$$30,000円 \times 75\% = 22,500円$$

$$22,500円 < \text{上限}30,000円$$

補助額 = 22,500円
自己負担 = 7,500円

複数世帯で複数の宿泊体験券を利用することは可能
ただし、補助額は宿泊費の75%と上限額合計のいずれか低い方となる。